

環保第 113 号
令和 7（2025）年 7 月 4 日

（一社）栃木県産業環境管理協会 御中

栃木県環境森林部環境保全課長

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

1 概要

公共用水域及び地下水におけるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下、「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下、「PFOA」という。）の指針値（暫定）50ng/L について、このたび、指針値 50ng/Lとなった。

2 経緯

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについては、令和 7 年 5 月 8 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に対し「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 7 次答申）」（以下「答申」という。）が提出された。

当該答申において、公共用水域及び地下水における要監視項目として設定されている PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、今般、令和 6 年 6 月に内閣府食品安全委員会が「有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健康影響評価」（以下、「評価書」という。）を取りまとめたことを踏まえ、指針値（暫定）の取扱いを見直すことが適当であるとされ、PFOS 及び PFOA の「指針値（暫定）」を「指針値」とすることとしたもの。

3 施行期日

令和 7 年（2025）年 6 月 30 日

水環境担当 小西、小窪 TEL:028-623-3189 FAX:028-623-3138
